

○大分県自然環境保全条例施行規則

昭和四十八年七月十二日

大分県規則第五十六号

大分県自然環境保全条例施行規則をここに公布する。

大分県自然環境保全条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大分県自然環境保全条例(昭和四十七年大分県条例第三十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自然環境保全地域の最低面積等)

第二条 条例第二条第一項第一号の規則で定める面積は、百ヘクタールとする。

2 条例第二条第一項第二号の規則で定める面積は、十ヘクタールとする。

3 条例第二条第一項第三号の規則で定める面積は、二ヘクタールとする。

4 条例第二条第一項第四号の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。

5 条例第二条第一項第五号の規則で定める土地の区域は植物の自生地及び野生植物の生息地、繁殖地又は渡来地とし、同号の規則で定める面積は一ヘクタールとする。

(公告)

第三条 条例第二条第三項の規定による公告は、自然環境保全地域の名称、区域及び指定の理由について行なうものとする。

(自然環境保全地域における保全のための施設)

第四条 条例第四条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設

二 排水施設及び廃棄物処理施設

三 植生復元施設、砂防施設及び防火施設

四 養殖施設

(特別地区内における行為の許可の申請)

第四条の二 条例第五条第四項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる行為ごとに、それぞれ当該各号に掲げる申請書を提出して行うものとする。

一 条例第五条第四項第一号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第一号様式)

二 条例第五条第四項第二号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第二号様式)

三 条例第五条第四項第三号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第三号様式)

四 条例第五条第四項第四号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第四号様式)

五 条例第五条第四項第五号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第五号様式)

六 条例第五条第四項第六号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第六号様式)

七 条例第五条第四項第七号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第六号様式の二)

八 条例第五条第四項第八号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第六号様式の三)

九 条例第五条第四項第九号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第六号様式の四)

十 条例第五条第四項第十号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書(第七号様式)

十一 条例第五条第四項第十一号に規定する行為 特別地区内行為許可申請書（第八号様式）

2 前項の申請書には、位置図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付しなければならない。

（特別地区における許可の基準）

第五条 条例第五条第六項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築

イ 仮設の建築物等

（イ） 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。

（ロ） 当該建築物等の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境と著しく不調和でないこと。

ロ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ハ その他の建築物等

（イ） 建築物等にあつては、当該建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境と著しく不調和でないこと。

（ロ） 建築物にあつては、当該建築物の高さが、十三メートル以下であること。ただし、自然環境の保全に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。

二 建築物等の改築

イ 建築物等にあつては、当該改築後の建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境と著しく不調和でないこと。

ロ 建築物にあつては、当該改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。

三 建築物等の増築

イ 仮設の建築物等

（イ） 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

（ロ） 当該増築後の建築物等の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ その他の建築物等

（イ） 建築物等にあつては、当該増築後の建築物等の位置、規模、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境と著しく不調和でないこと。

（ロ） 建築物にあつては、当該増築後の建築物の高さが、十三メートル以下であること。第一号ハ（ロ）ただし書の規定は、この場合について準用する。

四 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更については、次に掲げる要件に該当すること。

イ 学術上又は風致上貴重な野生動物の生息地、繁殖地若しくは渡来地、野生植物の生育地又は地形若しくは地質で特異であり、若しくは特異な自然現象の生じている

土地でないこと。

ロ 土地の形質の変更後の土地について植栽その他必要な自然の回復の措置を行うこと等により、変更後の土地の形状が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境と著しく不調和とならず、かつ、当該変更が、変更を行う土地の区域における野生植物の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

五 鉱物の掘採又は土石の採取については、当該行為の方法が、露天掘り(必要な埋め戻し又は植栽をすることにより自然環境の保全に著しい支障を及ぼさない露天掘りを除く。)でなく、かつ、当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

六 水面の埋立て又は干拓については、当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

七 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることについては、貯水若しくは取水又は流域変更によつて、その区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 木竹の伐採については、次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 前各号に掲げる行為を行うために必要な最小限の木竹の伐採で、森林である土地の区域において行うもの

ロ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

八の二 知事が指定する区域内における木竹の損傷については、当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八の三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことについては、当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八の四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)については、当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと

九 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することについては、当該区域における野生動物の生息、繁殖若しくは渡来又は野生植物の生育の状況に変動をきたすおそれが少ないこと。

十 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内における車馬の使用については、当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 次に掲げる行為については、前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為

ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

(非常災害の応急措置として行った行為の届出)

第五条の二 条例第五条第七項の規定による届出は、特別地区内非常災害応急措置届出書(第九号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、位置図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付しなければならない。

(既に着手した行為の届出)

第五条の三 条例第五条第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる行為ごとに、それぞれ当該各号に掲げる届出書を提出して行うものとする。

- 一 条例第五条第四項第一号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十号様式)
 - 二 条例第五条第四項第二号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十一号様式)
 - 三 条例第五条第四項第三号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十二号様式)
 - 四 条例第五条第四項第四号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十三号様式)
 - 五 条例第五条第四項第五号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十四号様式)
 - 六 条例第五条第四項第六号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十五号様式)
 - 七 条例第五条第四項第七号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十五号様式の二)
 - 八 条例第五条第四項第八号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十五号様式の三)
 - 九 条例第五条第四項第九号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十五号様式の四)
 - 十 条例第五条第四項第十号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十六号様式)
 - 十一 条例第五条第四項第十一号に規定する行為 特別地区内行為着手済届出書(第十六号様式の二)
- 2 前項の届出書には、位置図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付しなければならない。

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第六条 条例第五条第十項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 二 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- 三 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
- 四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設を改築し、又は増築すること。

- 五 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。)の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 六 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三条に規定する漁港施設を改築し、又は増築すること。
- 七 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置すること。
- 八 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- 九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 十 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定する水道施設を改築し、又は増築すること。
- 十一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 十二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第一百五十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を設置すること。
- 十三 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条第一項に規定する測量標を設置すること。
- 十四 水路業務法(昭和二十五年法律第百二号)第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- 十五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 十五の二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 十五の三 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十六 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬を使用すること。
- 十七 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(特別地区における許可又は届出を要しない行為)

第七条 条例第五条第十項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物の存する敷地内における建築物等の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築後における建築物等の高さが十三メートル以下であり、かつ、水平投影面積の合計が三十平方メートル以下であるもの
- 二 農業、林業又は漁業を営むために必要な前号に掲げる建築物等以外の建築物等の新

- 築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築後における建築物等の高さが五メートル以下であり、かつ、水平投影面積の合計が三十平方メートル以下であるもの
- 三 農業、林業又は漁業を営むために必要な用排水路で、その幅員が二メートル以下であるもの
- 四 道路に水道管、ガス管、電線等を埋設すること。
- 五 消防又は水防の用に供する施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 工作物を修繕すること。
- 七 宅地内の木竹を伐採すること。
- 八 自家用のために木竹を択伐(塊状択伐を除く。)すること。
- 九 桑、茶、きり、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- 十 人工林の保育のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
- 十一 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 十二 宅地又は田畑内の沼池等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 十二の二 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
- ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
- ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- ホ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- チ 大分県希少野生動植物の保護に関する条例(平成十八年大分県条例第十四号)第十四条第一項の知事の許可に係る木竹であつて、同条例第二条第二項に規定する指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。
- リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ヌ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
- ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十二の三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて森林の整備及び保全を図るために行うもの
- 十二の四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であつて次に掲げるもの
- イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第五条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。)を放つこと(条例第五条第四項第九

号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。)

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ハ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する野生鳥獣による被害を防ぐために犬を放つこと。

十三 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬を使用することであつて次に掲げるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬を使用すること。

ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬を使用すること。

ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬を使用すること。

ニ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬を使用すること。

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬を使用すること。

ヘ 漁業取締のために車馬を使用すること。

ト 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬を使用すること。

チ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬を使用すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第八条 条例第六条第三項第五号の規則で定める行為は、第六条各号に掲げるものとする。

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第九条 条例第六条第三項第六号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 巣箱、給じ台又は給水台を設置するために必要な行為

二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為

三 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(野生動植物の捕獲等の許可の申請)

第九条の二 条例第六条第三項第七号の規定による許可の申請は、野生動植物保護地区内行為許可申請書(第十七号様式)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、位置図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付しなければならない。

(普通地区内における行為の届出)

第九条の三 条例第七条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる行為ごとに、それぞれ当該各号に掲げる届出書を提出して行うものとする。

- 一 条例第七条第一項第一号に規定する行為 普通地区内行為届出書(第十八号様式)
 - 二 条例第七条第一項第二号に規定する行為 普通地区内行為届出書(第十九号様式)
 - 三 条例第七条第一項第三号に規定する行為 普通地区内行為届出書(第二十号様式)
 - 四 条例第七条第一項第四号に規定する行為 普通地区内行為届出書(第二十一号様式)
 - 五 条例第七条第一項第五号に規定する行為 普通地区内行為届出書(第二十二号様式)
- 2 前項の届出書には、位置図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付しなければならない。

(普通地区における建物等の基準)

第十条 条例第七条第一項第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる建築物等につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 建築物 高さ十三メートル
- 二 送水管 長さ七十メートル
- 三 鉄塔 長さ三十メートル
- 四 船舶けい留施設 長さ五十メートル
- 五 ダム 高さ二十メートル
- 六 その他の工作物 高さ十メートル又は長さ三十メートル

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十一条 条例第七条第六項第四号の規則で定める行為は、第六条各号に掲げるものとする。

(普通地区における届出を要しない行為)

第十二条 条例第七条第六項第五号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 第七条各号に掲げる行為
- 二 舗装、こう配緩和、線形改良その他の道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 三 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するために必要な施設又は気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設を改築し、又は増築すること。

(自然保護取締員の資格及び権限)

第十三条 条例第八条第二項に規定する自然保護取締員は、企画振興部の職員のうちから知事が任命する者とする。

- 2 条例第八条第二項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、同条第一項に規定する行為の中止を命ずる権限とする。

(証明書)

第十四条 条例第八条第三項の身分を示す証明書は、自然保護取締員証(第二十三号様式)とする。

- 2 条例第九条第二項の身分を示す証明書は、立入検査員証(第二十四号様式)とする。
- 3 条例第十条第四項の身分を示す証明書は、実地調査員証(第二十五号様式)とする。

(生態系維持回復事業の確認)

第十五条 市町村が、条例第九条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

- 一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
 - イ 生態系の状況の把握及び監視
 - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第十五条の二 県及び市町村以外の者が、条例第九条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人又は被保佐人
 - ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからヘまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十五条の三 条例第九条の三第四項の規定による確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(第二十六号様式)を提出して行うものとする。

- 2 条例第九条の三第四項第四号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。
- 3 条例第九条の三第五項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
 - 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(第二十七号様式)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第十五条の四 条例第九条の三第六項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第十五条の五 条例第九条の三第七項の規定による変更の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(第二十八号様式)を提出して行うものとする。

(軽微な変更の届出)

第十五条の六 条例第九条の三第九項の規定による届出は、生態系維持回復事業変更届出

書（第二十九号様式）を提出して行うものとする。

（補助）

第十六条 条例第十三条の規定による県の補助は、第四条に掲げる施設の新設、増設又は改設に要する費用の額のうち、知事が定める種目及び算定基準に従つて算定した額について行なう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年規則第四三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第六六号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第六九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第六十号)

この規則は、平成二三年一月一日から施行する。

第1号様式

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

申請者

氏名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内における建築物等の新築（改築・増築）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地			地 目
建築物等の種類			
施行方法	敷地面積		
	規模・構造		
	主要材料		
	外部の色彩		
	仕様の概要		
	自然環境保全上の配慮		
工事施行者	住所	TEL ()	氏名
予定期日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
備考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 3 申請書には、位置図、平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第2号様式

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者

氏名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内における土地の形質変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地		地 目	
土地の形質 変更の種類	宅地造成	土地開墾	その他 (
行 為 地 の 状 況			
変 更 の 面 積			
施 行 方 法	施行に伴う土地の形質 変更の状況		
	施 行 設 備		
	施 行 後 の 取 扱 い		
	自然環境保全上の配慮		
工 事 施 行 者	住 所 TEL ()	氏 名	
予 定 期 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「行為地の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平坦地、林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 4 申請書には、位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第3号様式

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地			地 目
施 行 方 法	掘採（採取）方法の種別		
	掘 採 （ 採 取 ） 量		
	掘 採 （ 採 取 ） 設 備		
	土地形質の変更面積		
	掘採（採取）後及び土地の形質変更後の取扱い		
	自然環境保全上の配慮		
掘 採 （ 採 取 ） 施 行 者	住 所 TEL ()	氏 名	
予 定 期 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天掘り、坑道掘り（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 4 申請書には、位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第4号様式

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 〕^印

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内における水面の埋立て（干拓）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的				
行 為 地				地 目
埋 立 て 等 類 の 種 類	埋立て		干拓	
埋 立 て 等 の 面 積				
施 行 方 法				
自 然 環 境 保 全 上 の 配 慮				
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名	
	着 手	年 月 日		
予 定 期 日	完 了	年 月 日		
備 考				

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 申請書には、位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第5号様式

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者 氏名 (印)
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内において水位（水量）の増減をきたす行為の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地			地 目
水位（水量）の増減の原因となる行為			
行 為 地 付 近 の 状 況	地 域 概 況		
	現 在 の 水 位 （ 水 量 ）		
	水 の 利 用 状 況		
施 行 方 法	水位（水量）の増減の及ぶ範囲		
	水位（水量）の増減量及び時期		
	施 行 設 備		
	自然環境保全上の配慮		
工 事 施 行 者	住 所	氏 名	
	TEL ()		
予 定 期 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときはその旨を、行為地が河川法の適用を受ける河川である場合には同法第23条から第27条まで及び第29条の規定に基づく許可を受けた内容を記入すること。

3 申請書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第6号様式

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者
氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内における木竹の伐採の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地			地 目
林 況	林 種	針葉樹林 広葉樹林 天然林 人工林	
	樹 種		
	林 齢		
	森 林 全 面 積		
施 行 方 法	伐 採 樹 種		
	伐 採 面 積		
	平 均 樹 齢		
	平 均 胸 高 直 径		
	伐 採 種 別		
	伐 採 設 備		
	伐採跡地の取扱い		
自然環境保全上の配慮			
伐 採 施 行 者	住 所	氏 名	
	TEL ()		
予 定 期 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「伐採種別」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 4 申請書には、位置図、平面図（林班図）、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第6号様式の2

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者 氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内における木竹の損傷の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地			地 目
行為地及びその 付近の状況			
損傷物の種類			
施 行 方 法	損 傷 物 の 数 量		
	損 傷 の 方 法		
損 傷 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名
予 定 期 日	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 申請書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第6号様式の3

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者

氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内における植物の植栽(播種)の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目的				
行為地				地目
行為地及びその付近の状況				
植栽(播種)する植物の種類				
施行方法	植栽(播種)面積			
	植栽(播種)数量			
	植栽(播種)方法			
	管理方法			
植栽(播種)施行者	住所	TEL()	氏名	
予定期日	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
備考				

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 申請書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第6号様式の4

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者 氏名 (印)
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内における動物の放出の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的				
行 為 地				地 目
行為地及びその付近の状況				
動物(家畜)の種類				
施 行 方 法	動物(家畜)の数量(頭数)			
	管 理 方 法			
放 出 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名	
予 定 期 日	着 手		年	月
	完 了		年	月
備 考				

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 申請書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第7号様式

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者

氏名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、特別地区内における指定湖沼（湿原、水域、水路）に排水設備を設けて汚水（排水）を排出する行為の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的			
行 為 地			地 目
排水施設の種類			
排水の種類及び量			
排水の経路			
排水先の水域			
自然環境保全上の配慮			
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名
予 定 期 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
排 水 の 期 間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 申請書には、位置図、平面図、断面図、構造図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第8号様式

特別地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者

氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第4項の規定により、
の特別地区内における車馬の使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目 的		
行 為 地		
行為地及びその付 近の状況		
車馬の種類及び数		
使用範囲及び面積		
使 用 方 法		
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 3 申請書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第9号様式

特別地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第7項の規定により、特別地区内において非常災害のために下記のとおり応急措置をしたので、届け出ます。

記

行為の種類	建築物等の新築・改築・増築 宅地の造成 土地の開墾 その他土地の形質変更 鉱物の掘採 土石の採取 水面の 埋立て 水面の干拓 木竹の伐採 その他（ ）
行為地	
行為をした理由	
行為の規模 及び施行方法	
行為の着手及び 完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
備考	

注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

2 位置図及び行為の規模を表示した図面を添付すること。

第10号様式

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

大分県自然環境保全条例第5条第9項の規定により、特別地区内において建築物等の新築（改築・増築）に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目的			
行為地			地目
建築物等の種類			
施行方法	敷地面積		
	規模・構造		
	主要材料		
	外部の色彩		
	仕様の概要		
自然環境保全上の配慮			
工事施行者	住所	TEL ()	氏名
着手期日	年 月 日	完了予定期日	年 月 日
備考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第 1 1 号様式

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第 5 条第 9 項の規定により、特別地区内において土地の形質変更の行為に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的			
行 為 地			地 目
土 地 を 形 質 変 更 の 種 類	宅地造成 土地開墾 その他 ()		
行 為 地 の 状 況			
変 更 の 面 積			
施 行 方 法	施行に伴う土地の形質変更の状況		
	施 行 設 備		
	施 行 後 の 取 扱 い		
	自然環境保全上の配慮		
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名
着 手 期 日	年 月 日	完了予定期日	年 月
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「行為地の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地、林地、伐採跡地、草地等の別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 4 届出書には、位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第 1 2 号様式

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

届出人

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕^印

大分県自然環境保全条例第 5 条第 9 項の規定により、特別地区内において鉱物の掘採（土石の採取）の行為に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的			
行 為 地			地 目
地 目			
鉱物（土石）の種類			
施 行 方 法	掘採（採取）方法の種類別		
	掘 採 （ 採 取 ） 量		
	掘 採 （ 採 取 ） 設 備		
	土 地 形 質 の 変 更 面 積		
	掘採（採取）後及び土地の形質変更後の取扱い		
	自然環境保全上の配慮		
掘 採 （ 採 取 ） 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名
着 手 期 日	年 月 日	完了予定期日	年 月 日
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「掘採（採取）方法の種類別」欄には、露天掘り、坑道掘り（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときはその旨を、鉱業法において同法第 63 条に規定する施業方法を必要とするものであるときは当該施業案の概要を記入すること。
- 4 届出書には、位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第13号様式

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕^印

大分県自然環境保全条例第5条第9項の規定により、特別地区内において水面の埋立て（干拓）の行為に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的				
行 為 地				地 目
埋 立 て 等 の 種類	埋 立 て		干 拓	
埋 立 て 等 の 面積				
施 行 方 法				
自 然 環 境 保 全 上 の 配 慮				
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名	
着 手 期 日	年 月 日	完了予定期日	年 月 日	
備 考				

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第14号様式

特別地区内行為着手済届出書

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

大分県自然環境保全条例第5条第9項の規定により、特別地区内において水位（水量）の増減の行為に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的			
行 為 地			地 目
水位（水量）の増減の原因となる行為			
行 為 地 付 近 の 状 況	地 域 概 況		
	現 在 の 水 位 （ 水 量 ）		
	水 の 利 用 状 況		
施 行 方 法	水位（水量）の増減の及ぶ範囲		
	水位（水量）の増減の量及び時期		
	施 行 設 備		
	自然環境保全上の配慮		
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名
着 手 期 日	年 月 日	完了予定期日	年 月 日
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときはその旨を、行為地が河川法の適用を受ける河川である場合には同法第23条から第27条まで及び第29条の規定に基づく許可を受けた内容を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第15号様式

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

届出人

氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第9項の規定により、特別地区内において木竹の伐採に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的			
行 為 地			地 目
林 況	林 業	針葉樹林 広葉樹林 天然林 人工林	
	樹 種		
	林 齢		
	森 林 全 面 積		
施 行 方 法	伐 採 樹 種		
	伐 採 面 積		
	平 均 樹 齢		
	平 均 胸 高 直 径		
	伐 採 種 別		
	伐 採 設 備		
	伐採跡地の取扱い 自然環境保全上の配慮		
伐採施行者	住 所	TEL ()	氏 名
着手期日	年 月 日	完了予定期日	年 月 日
備 考			

注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

2 「伐採種別」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、塊状択伐）間伐の別を記入すること。

3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。

4 届出書には、位置図、平面図（林班図）、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第15号様式の2

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第9項の規定により、特別地区内において木竹の損傷に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的					
行 為 地				地 目	
行為地及びその 付近の状況					
損傷物の種類					
施 行 方 法	損 傷 物 の 数 量				
	損 傷 の 方 法				
損 傷 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名		
着手期日	年	月	日	完了予定期日	年 月 日
備 考					

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第15号様式の3

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

届出人

氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第5条第9項の規定により、特別地区内において植物の植栽(播種)に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的					
行 為 地				地 目	
行為地及びその付近の状況					
植栽(播種)する植物の種類					
施 行 方 法	植栽(播種)面積				
	植栽(播種)数量				
	植栽(播種)方法				
	管 理 方 法				
植栽(播種)施行者	住 所	TEL ()	氏 名		
着手期日	年	月	日	完了予定期日	年 月 日
備 考					

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第15号様式の4

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名〕

大分県自然環境保全条例第5条第9項の規定により、特別地区内において動物の放出に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目	的				
行	為	地	地	目	
行為地及びその 付近の状況					
動物(家畜)の種類					
施行方法	動物(家畜)の 数量(頭数)				
	管理方法				
放出施行者	住所	TEL()	氏名		
着手期日	年	月	日	完了予定期日	年 月 日
備考					

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第 16 号様式

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第 5 条第 9 項の規定により、特別地区内における指定湖沼(湿原、水域、水路)に排水設備を設けて汚水(廃水)を排出する行為に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

排水の目的			
行為地			地目
排水施設の種類			
排水の種類及び量			
排水の経路			
排水先の水域			
自然環境保全上の配慮			
工事施行者			
着手期日	年	月	日
			完了予定期日
			年 月 日から
			年 月 日まで
備考			

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、断面図、構造図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第16号様式の2

特別地区内行為着手済届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

大分県自然環境保全条例第5条第9項の規定により、
の特別地区内における車馬の使用に着手しておりますので、下記のとおり届け出ます。

記

目	的				
行	為	地			
行為地及びその付	近の状況				
車馬の種類及び数					
使用範囲及び面積					
使用	方法				
着手期日	年	月	日	完了予定期日	年 月 日
備	考				

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第 17 号様式

野生動植物保護地区内行為許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者

氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第 6 条第 3 項の規定により、の野生
動植物保護地区内における野生動植物の捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷の許可を
受けたいので、下記のとおり申請します。

記

目	的	
行	為	地
行 為 地 及 び そ の 付 近の状況		
採 取 若 し く は 殺 傷 又 は 採 取 若 し く は 損 傷 す る 動 植 物 の 種 類 及 び 数 量		
採 取 若 し く は 殺 傷 又 は 採 取 若 し く は 損 傷 す る 方 法		
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」の欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 3 申請書には、位置図及び捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添付すること。

第18号様式

普通地区内行為届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

大分県自然環境保全条例第7条第1項の規定により、普通地区内において建築物等の新築（改築・増築）をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的			
行 為 地			地 目
建 築 物 等 の 種 類			
施 行 方 法	敷 地 面 積		
	規 模 ・ 構 造		
	主 要 材 料		
	外 部 の 色 彩		
	仕 様 の 概 要		
	自然環境保全上の配慮		
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名
	着 手	年 月 日	
予 定 期 日	完 了	年 月 日	

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、断面図、構造図、意匠配色図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第19号様式

普通地区内行為届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕

大分県自然環境保全条例第7条第1項の規定により、普通地区内において土地の形質変更をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的			
行 為 地			地 目
土地の形質 変更の種類	宅地造成 土地開墾 その他 ()		
行為地の状況			
変更の面積			
施 行 方 法	施行に伴う土地の形質 変更の状況		
	施 行 設 備		
	施 行 後 の 取 扱 い		
	自然環境保全上の配慮		
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名
予 定 日	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「行為地の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地、林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。
- 4 届出書には、位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第20号様式

普通地区内行為届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

届出人

氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第7条第1項の規定により、普通地区内において鉱物の掘採(土石の採取)を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的			
行 為 地			地 目
鉱物(土石)の種類			
施 行 方 法	掘採(採取)方法の種類		
	掘採(採取)量		
	掘採(採取)設備		
	土地の形質変更面積		
	掘採(採取)後及び土地の形質変更後の取扱い		
	自然環境保全上の配慮		
掘採(採取)施行者	住 所	TEL()	氏 名
予 定 期 日	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
備 考			

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者氏名)を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「掘採(採取)方法の種類」欄には、露天掘り、坑道掘り(横坑、たて坑、斜坑)等の種別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときはその旨を、鉱業法において同法第63条に規定する施業方法を必要とするものであるときは当該施業案の概要を記入すること。
- 4 届出書には、位置図、平面図、断面図、行為地及び付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第 2 1 号様式

普通地区内行為届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
届出人

氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

大分県自然環境保全条例第 7 条第 1 項の規定により、普通地区内において水面の埋立て（干拓）を行いたいので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的				
行 為 地				地 目
埋 立 て 等 の 種 類	埋 立 て 干 拓			
埋 立 て 等 の 面 積				
施 行 方 法				
自 然 環 境 保 全 上 の 配 慮				
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名	
予 定 期 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
備 考				

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第 2 2 号様式

普通地区内行為届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

届出人

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕[㊞]

大分県自然環境保全条例第 7 条第 1 項の規定により、特別地区内の河川、湖沼等の水位（水量）に増減を及ぼさせる行為をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

目 的			
行 為 地			地 目
水位（水量）の増減 の原因なる行為			
行為地付近の状況	地 域 概 況		
	現在の水位（水量）		
	水 の 利 用 状 況		
施 行 方 法	水位（水量）の増減 の及ぶ範囲		
	水位（水量）の増減 量及び時期		
	施 行 設 備		
	自然環境保全上の 配慮		
工 事 施 行 者	住 所	TEL ()	氏 名
予 定 期 日	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
備 考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときはその旨を、行為地が河川法の適用を受ける河川である場合には同法第 23 条から第 27 条まで及び第 29 条の規定に基づく許可を受けた内容を記入すること。
- 3 届出書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を示す写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

第 2 4 号様式

(表)

<p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 0;">立 入 検 査 員 証</p> <p style="margin: 0;">職 氏 名</p> <p style="margin: 0;">年 月 日生</p> <p style="margin: 0;">上記の者は、大分県自然環境保全条例(昭和 47 年大分県条例第 38 号)第 9 条第 1 項の規定による立入検査等を行う職員であることを証明する。</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">大分県知事 印</p>	<p style="margin: 0;">↑</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">⋮</p> <p style="margin: 0;">↓</p>
<p>9cm</p>	<p>6cm</p>

(裏)

大分県自然環境保全条例（抜粋）

（報告及び検査等）

第 9 条 知事は、県保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第 5 条第 4 項若しくは第 6 条第 3 項第 7 号の許可を受けた者若しくは第 7 条第 2 項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第 5 条第 4 項各号又は第 6 条第 3 項本文若しくは第 7 条第 1 項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 2 5 号様式

(表)

↑	第 号
:	
:	
:	実 地 調 査 員 証
:	
:	職 氏 名
:	
:	年 月 日生
:	
6cm	上記の者は、大分県自然環境保全条例(昭和 47 年大分県条例第 38 号)第 10 条第 1 項の規定による実地調査を行う職員であることを証明する。
:	
:	年 月 日
:	
:	大分県知事 (市町村長)
:	印
↓	

←..... 9cm→

(裏)

大分県自然環境保全条例 (抜粋)

(実地調査)

第 10 条 知事は県保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、市町村の長は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれその職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事又は市町村の長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者 (所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第 1 項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第26号様式

生態系維持回復事業確認（認定）申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者

氏名 ⑩
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

自然環境保全地域における 生態系維持回復事業に係る確
認（認定）を受けたいので、大分県自然環境保全条例第9条の3第2項（第3項）の規定
に基づき、次のとおり申請します。

記

生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
備考	

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 申請文の「 自然環境保全地域」の箇所には当該自然環境保全地域の名称を、「 生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内容によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記載すること。

- 4 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺1/25,000以上の区域図を添付すること。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記載すること。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。
- 6 「備考」欄には次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無(有の場合にはその名称)
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 7 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書(第27号様式)を添付すること。

第27号様式

生態系維持回復事業実施計画書

住所
申請者
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名〕^印

- 1 大分県自然環境保全地域名
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等
- 7 備考

- 注
- 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
 - 2 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
 - 3 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
 - 4 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
 - 5 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。

6 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。

- (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記載すること。
- (2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
- (3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
- (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
- (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- (6) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。

7 「備考」は、次の事項を記載すること。

- (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
- (2) 使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記載すること。

第 28 号様式

生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所
申請者

氏名 ㊟
〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

自然環境保全地域における 生態系維持回復事業に係る確認（認定）を受けた事項を変更したいので、大分県自然環境保全条例第 9 条の 3 第 6 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

確認（認定）を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行う期間		
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備考			

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「確認（認定）を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。
- 3 「変更の内容」欄には、確認（認定）を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 4 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺 1 / 25,000 以上の区域図を添付すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記載すること。
- (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
- (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

6 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（第27号様式）を添付すること。

第 29 号様式

生態系維持回復事業変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

届出人

氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者氏名 〕

自然環境保全地域における 生態系維持回復事業の
を変更したので、大分県自然環境保全条例第9条の3第9項の規定により、
次のとおり届け出ます。

記

確認を受けた（認定を受けた）年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

- 注 1 氏名（法人にあつては、代表者氏名）を記載し、押印することに代えて、自署することができる。
- 2 「確認を受けた（認定を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。
- 3 「変更の内容」欄には変更した事項を記載するとともに、確認を受けた（認定を受けた）内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。